

令和6年第1回農業委員会総会会議録

令和6年第1回船橋市農業委員会総会を1月10日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

岩佐 常信

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 2番、齋藤教子委員と、12番、穴倉由紀雄委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から3を上程いたします。
議長	本議案につきまして、藤平審査班長の報告を求めます。

藤平審査班長

今年もひとつよろしくご指導のほど、お願いいたします。

それでは、今月5日、豊田豊委員、岩佐常信推進委員とともに審査いたしましたので、審査班として所見を申し上げます。

失礼ではございますが、腰痛のため着座させて今後は所見を述べさせて頂きたいと思いますので、その点、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

議案書2ページ。地図1から3ページをご覧ください。議案第1号の1から2につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第1号の1から2につきましては、習志野台に在住の譲受人が、担い手不足で耕作が困難となっている当該地を賃借し、新たに農業経営を開始するものです。

農業従事者は3名、世帯従事日数は230日、農機具一式購入予定となっております。

議案書2ページ、地図4から5ページをご覧ください。

議案第1号の3につきましては、坪井町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は2名、世帯従事日数は240日、農機具を一式保有しております。

以上、3議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることから、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

1と2ですが、譲受人は新規就農でしょうか。お聞かせください。

議長

審査班。

藤平審査班長

譲受人は新規就農の方です。

議長

齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員

実際、農業をしたことがあるのか。例えばもししたことがなければ、どのように学んでいくのか、どなたか教えてくれる方がいら

藤平審査班長

議長

事務局

っしやるのかどうか、お聞きしたいです。

教えてもらっている方がいるとお聞きしました。

事務局。

補足で説明させていただきます。今回の申請に当たって譲受人は、千葉県農業大学校で去年の9月から10月、就農準備コースを受けました。現在、白井市にある農家で去年8月から学んでおります。また、譲受人はブドウを作る予定ですが、八街市の農家で栽培技術を学んでいるところでございます。

以上です。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。分かりました。もう一ついいですか。

議長

どうぞ。

齋藤委員

3番目の案件ですが、坪井町ですけれども、5ページの地図を見ますと、東西隣接する2筆の所有権の売買ですね。その西側に譲渡人の土地がまだもう一つあるのですが、こちらもご本人が農業をやれるのかどうか、お聞きしたいです。ここを残したまま本件の農地を借りて農業をやりきれぬのか、ご本人はどのように言っているのか、お聞きしたいです。

議長

事務局。

事務局

今回、申請地の西側にある1筆の土地についてですが、今回、譲渡人がそこで農業をやるというお話は聞いていないです。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

聞いていないけれども、この2つの農地は今回譲り渡して1か所は残した土地は、農業をやるか否かというお話は聞いていないですか。

事務局

聞いていないです。

齋藤委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

齋藤委員	はい。
議長	ほかにご意見。
	石山委員。
石山委員	議案第１号の１と２について、今まで新規就農というと、比較的大きな面積を借りて、ビジョンを持ってやっている人が多かった印象を受けるのですが、本件では面積的にも小さいし、今までの新規就農と家庭菜園の間ぐらいのような印象を受けるのですけれども、今後拡大して、さらに新規就農者として農業をやっていこうというお考えがあるのかどうか、今後についてどういうふうにお考えなのか、審査委員あるいは事務局にお聞きしたいです。
藤平審査班長	ブドウを作り出してから４年目で、そこからワインを作り出すと。５年目で、大体〇〇〇万円ほどかかるという計算をされています。今回は１０年で契約されているので、それ以降、さらに様子を見ながら、ほかに土地を借りたり、買ったりして拡大していきたいという意向で話されました。
石山委員	この資料だけでは譲受人の意図がよく見えないですね。３条の許可申請について問題とするわけではないですけど、もう少し意図が分かればいいなと思いました。
議長	事務局。
事務局	今回の譲受人は、船橋でワインを作りたいということで申請がありました。まずは、船橋市の今回の申請地でブドウを植えて、船橋市の地名が入ったワインを後々売っていくという計画でございます。
局長	補足です。事務局長です。譲受人は船橋ブランドのワインを作りたいという熱い思いを過去から持っていた方です。素人なので、どうしたらいいか分からないということで事務局に相談がありました。先ほど申し上げた通り、まずは基礎知識を学ばなければいけない、实地体験をしなければいけないということをお伝えし、譲受人はそのとおり農業大学校で学び、農家で研修をしてきております。実際に、ブドウに関しては八街市のワイナリーで修行されて、実際の農業経営につきましては、白井市の農家さんで、現在修行されております。
	それで、実際、船橋で農業をやりたいということで船橋の土地を探していたのですが、なかなか土地が見つからず、事務局にも相

談を受けていたのですが、たまたま白井市の修行先が船橋市内の農家さんにつながっていて、やっとここが見つかったという状況です。

ご本人の意向としては、今後まずは今回の申請地で農業を始めて、軌道に乗ればどんどん広げていく意向はあるようですけれども、まずは今与えられたところで頑張っていこうというようなお話をされております。

以上です。

石山委員
議長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長
議長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、藤平審査班長の報告を求めます。

藤平審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、高根町に在住の申請人が、近隣で土木工事業を営む法人から要望を受けて、駐車場10台として整備し貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は宅地、山林、道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には既存コンクリートブロック及び単管パイプ柵を施工し、また、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はありません。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に隣接していることから、第2種農地と判断いたします。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員 高根町の部分ですけれども、2,116平方メートルの中で駐車場10台と書いてあるんですけれども、この面積だと30台ぐらいは置けるのではないかと思うんですが、これはどういうことで10台になっているんでしょうか。

藤平審査班長 大型のトラックが一部駐車することになります。

石山委員 大型のトラック10台ということですか。

議長 事務局。

事務局 こちらの置く車両ですが、2トントラックが1台、3トントラックが1台、4トントラックが2台、タイヤショベルが1台、大型ユニックが2台、4トン高所作業車が1台、あとは軽トラックが2台という計画になっております。

石山委員 ありがとうございます。よく分かりました。

議長 ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
藤平審査班長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、藤平審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

議案第3号の1につきましては、自己所有地に駐車場を設置するにあたり、公道からの出入りを容易にするために申請地を取得し、進入路として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者及び耕作者への事業計画は説明済です。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

議案第3号の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は抑制施設、汚水・雑排水は浄化槽をそれぞれ設置し雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないと思われます。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地は譲渡人所有の農地以外なく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地区分については、申請地に沿う道路には水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設であるすずみ幼稚園と、医療施設であるすすきヶ丘デンタルクリニックがあることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

議案第3号の2ですが、細い道路は人が歩く道路として新設道路ということで書いてありますが、その隣に細長く、これは地図の13ページを見ると分かりやすいと思うのですが、今回の申請地の細い部分に隣接して、さらに細い農地があります。細い農地のさらに隣が畑ならば両方あわせて耕作ができると思うのですが、実際は宅地になっているのですね。そうしますと、この細い畑部分はどのようにしようと思っているのか、お聞きしたいです。

議長

事務局。

事務局

残る細長い土地の部分についてですが、当該地は細長くて耕作に適していないため、現時点では作付を行う予定はないです。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

理由を聞きたいのですが、この細いところを本申請の道路部分になぜつけなかったのか理由を聞かせていただきたいです。

議長

事務局。

事務局

こちらの土地ですが、現在、北側のコンビニの物置や室外機置いてある状態なので、すぐにはこちらも併せて転用できないということで、今回申請地から外させていただいています。

齋藤委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第4号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号の1につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書5ページ、地図15から16ページをご覧ください。

本議案につきましては、飯山満町の畑、面積は7.29平方メートルであります。

当該地は、昭和38年頃から宅地として一体利用されており、現在に至っております。

20年以上宅地であった旨の証明として、昭和60年1月5日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号を上程します。

議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は6ページです。
	本件につきましては、旭町2丁目に在住していた農業従事者である土地所有者が令和5年7月に死亡したことにより、当該土地の
	法定相続人5名から耕作地14筆、計16,312平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている夏見台6丁目の畑1筆及び旭町
	3丁目の畑1筆、計2,962平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。
	事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条
	の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。
	以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
	〔「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって認定することに決しました。
	局長。
局長	令和5年度第8次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程します
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第6号につきましては、令和5年度第8次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は7ページです。
	農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用
	地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。
	このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。
	本件は、八木が谷5丁目の畑1筆、2,168平方メートルに使用貸借による権利3年。以上を新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和5年度第8次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局でございます。事務局より報告事項が9件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は8ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）、議案書は9ページから10ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、11月中に9件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）、議案書は11ページから14ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、11月中に23件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（4）、議案書は15ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の合意解約がありました。

報告事項（5）、議案書は16ページから18ページになります。転用許可にともなう工事完了報告について、11件の報告書の提

出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は１９ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（７）、議案書は２０ページから２１ページになります。農地の転用事実に関する照会について、２件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（８）、議案書は２２ページになります。船橋都市計画生産緑地地区の変更について、市長より通知がありました。全部廃止が１８地区、一部廃止が２２地区、新規追加が２地区、地積更正が２地区ありました。変更後の生産緑地地区については、合計で４６６地区、１６２．３８ヘクタールとなります。

事務局で資料を保管しておりますので、詳細を確認されたい方は後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

最後に、報告事項（９）、議案書は２３ページになります。令和５年度利用状況調査の集積結果についてでございます。利用状況調査は、国からの通知である農地法の運用についてに基づき、令和５年８月から９月にかけて実施いたしました。

議案書の令和５年度利用状況調査結果をご覧ください。結果といたしましては、令和５年度の遊休農地面積は合計７０６，０９８平方メートル、約７０．６ヘクタールでございました。令和４年度は約６９．８ヘクタールでありましたので、昨年より面積は０．８ヘクタールの増加、割合としては１．１パーセントの増加となっております。

なお、調査結果に基づき、１月中旬に対象となる農地所有者に対し、農地における利用の意向確認についてを送付する予定です。

今後、遊休農地のさらなる解消に向けた対策を農業委員、推進委員とともに検討してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後３時３２分）

次に、事務連絡がございます。

局長

皆様のお手元にカラー刷りで１枚、「この人に聞く！ふなばし」、岡庭会長の写真が載っているものを置かせていただきました。昨年１１月、都市農業ＰＲの際に地元のミニ・コミュニケーション誌My Fun aの記者さんが取材に見えまして、そのご縁でぜひ農

業委員会というものはどういうものを市民の方に知っていただきたいという意向がありましたので、今回オファーを受けました。
船橋の農業委員会はどのようなものかということにつきまして、岡庭会長に語っていただいたものが載っております。皆様、ご一読
いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局、お願いします。

次長

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農業委員だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 3 時 3 6 分第 1 回農業委員会総会の閉会を宣言した。